

国民年金特例納付と世帯更生資金の貸付制度

これが最後の機会、望まれる無年金者の理解と活用

国民年金特例納付制度

特例納付制度とは

我が国の年金制度は、国民年金・厚生年金・船員保険それに五つの各種共済組合の八つの年金制度からなりたっておりま

す。このうち国民年金は、二十歳から五十九歳までの日本に住所を有する日本国民であつて農業・漁業・商業などの自営業の人やサービース業の人あるいはその家族の人など、いわゆる職場の被用者年金制度に加入していないすべての人を加入の対象としています。

国民年金では、その加入対象者が多種多様にわたっているため、なかには加入しなければならぬのに加入していません。あるいは加入していても保険料を滞納したため大切な年金を受ける権利を無くしておられる人もおられます。

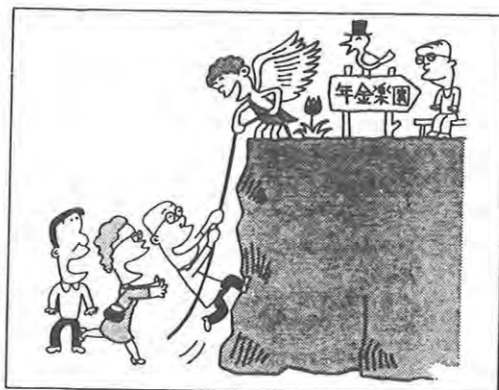
そこで国では、このような無年金者を救済するために、過去の時効にかかり納付できなくなった滞納保険料の納付を特別に認めて、年金権に結びつける特例納付制度を現在実施しております。

この特例納付制度は、過去二回実施しておりますが今回が最後の措置となっており、年金権を無くしておられる人は一人も洩れなく利用されることが望まれます。

す。また、この特例納付は短期間に多額の特例納付保険料を納付しなければならぬため、生活が苦しく納付が困難な人のために、世帯更生資金を貸付ける制度がもうけられています。

特例納付できる人

特例納付のできる人は、明治四十四年四月二日以降に生れた人で国民年金の被保険者又は被保険者であった人となっています。したがって現に被保険者である人はもちろん、すでに六十歳を超えている人や資格を喪失している人もしくは



国民年金に当然加入しなければならぬのに加入してなかった人であっても、特例納付できることになっています。ただし、国民年金の老齢年金又は通算老齢年金をすでに受給している人やすでに六十五歳を超え裁定請求はしていないが受給資格要件を満たしている人(老齢年金の支給繰下げの申出をしている人を除く)は特例納付できないことになっています。

特例納付の対象となる期間

特例納付の対象とされる期間は、昭和五十三年四月一日前の強制加入の被保険者期間であつて、時効(二年)により保険料を納付することができなくなった滞納期間となっています。したがってサラリーマンの妻などで加入されている任意加入期間については、特例納付できないことになっています。

なお、現在は任意加入被保険者であっても過去の滞納期間が強制加入被保険者であった期間にかかるものであれば、当然特例納付することができようになります。

特例納付の保険料額

特例納付の保険料額は、一か月四千元です。

この額は、特例納付の取扱期間が終る昭和五十五年六月三十日における一般の保険料額との均衡を考慮して定められた

ものです。

特例納付の取扱期間

特例納付の取扱期間は、昭和五十三年七月一日から昭和五十五年六月三十日までの二年間となっています。

この期間を過ぎますと特例納付ができません。国民の皆さんご自身の大切な年金ですから無年金者とならないために納め忘れないよう注意が必要です。

老齢年金又は通算老齢年金を受けるためには少くともこれだけの期間が必要です

(一) 国民年金の老齢年金を受けるためには国民年金の保険料納付済期間

(二) 国民年金の保険料免除期間を合せて原則として二十五年以上の期間が必要です。ただし昭和五十四年四月一日以前に生れた人については、この二十五年が表一のとおりその人の生年月日に応じて二十四年から十年までに短縮されております。

国民年金の通算老齢年金を受けるためには、前記の国民年金保険料納付済期間及び保険料免除期間のほかに、他の公的年金制度の加入期間や加入されている方の配偶者期間などの通算対象期間をすべて合算して表一に掲げられた期間以上あることが必要です。

主な通算対象期間は次のとおりです。
一、公的年金制度の加入期間

(一) 国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間

(二) 厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間

(三) 国家公務員共済組合の組合員期間

(四) 地方公務員共済組合の組合員期間及び地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間

(五) 公共企業体職員等共済組合の組合員期間

(六) 私立学校教職員共済組合の組合員期間

(七) 農林漁業団体職員共済組合の組合員又は、任意継続組合員期間

二、公的年金制度の加入期間以外で通算対象期間とされる期間

(一) 国民年金以外の各公的年金制度に加入している人の配偶者であるその期間

(二) 国民年金以外の各公的年金各法、恩給法、地方公務員の退職に関する条例、執行官法、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、財団法人日本製鉄八幡共済組合から支給される老齢または退職年金を受けることができる人の配偶者であるその期間

(三) (二)の法律などまたは戦傷病者戦没者遺族等援護法から障害年金を受けることができる人およびその人の配偶者であるその期間

(四) (三)の法律などから遺族年金または

遺族給与金を受けることができる人であるその期間

(五) 未帰還者留守家族等援護法から留守家族手当または特別手当を受けることができる人であるその期間

なお、これら二に掲げた期間を有する人は国民年金に任意加入できますが、任意加入しなかつた期間についても通算対象期間としようというものです。また、この期間は通算老齢年金の受給資格要件をみる場合は計算されますが、年金額の計算の基礎とはならない、いわゆる「カラ期間」と呼ばれるものです。

以上のように、あなたがすでに納付(免除)された期間や他の年金制度の加入期間などの通算対象期間と今後六十歳に

なるまでに納付できる期間とを合わせ

ると、表一の期間を満たすことができな

いときは、不足する期間は少くとも特例納付しなければ年金権に結び付かないこととなります。

現在、六十五歳をこえている人は、すでに老齢年金(通算老齢年金)の受給年齢に達しておられますので、この特例納付で必要な期間を納付されずとも翌月から年金を受けることができますので早く納付されればそれだけ有利になります。

分割納付もできます

特例納付の取扱期間である昭和五十五年六月三十日までの間であれば、自由に

表1

生年月日	最低必要な期間	
	老齢年金	特例老齢年金
44年4月2日以降		4年1月
45年4月1日以前		5年1月
大2年4月1日	10年	6年1月
3年4月1日		7年1月
4年4月1日		
5年4月1日	11年	
6年4月1日	12年	
7年4月1日	13年	
8年4月1日	14年	
9年4月1日	15年	
10年4月1日	16年	
11年4月1日	17年	
12年4月1日	18年	
13年4月1日	19年	
14年4月1日	20年	
15年4月1日	21年	
昭2年4月1日	22年	
3年4月1日	23年	
4年4月1日	24年	
5年4月1日	25年	
5年4月2日以後		

↑ (保険料を納めた期間が1年以上10年未満の人に特例として支給)